

平成17年分=所得税・住民税申告相談

2月10日から始まります

所得申告相談日程

月	日	曜日	対象地区
2月	10	金	地区指定なし
	13	月	地区指定なし
	14	火	塩庭二区・上羽出庭・和名田
	15	水	地区指定なし 延長日午後6時まで
	16	木	本町・雁股田
	17	金	反町・大八
	20	月	浮金
	21	火	浮金・横町
	22	水	地区指定なし 延長日午後6時まで
	23	木	平館・飯豊上
	24	金	荒町・飯豊中
	26	日	休日申告相談日 午後4時まで
	27	月	皮籠石・飯豊下
	28	火	仲町・小戸神
3月	1	水	地区指定なし 延長日午後6時まで
	2	木	中通・小野山神
	3	金	吉野辺
	6	月	谷津作
	7	火	小野赤沼・菖蒲谷
	8	水	塩庭一区
	9	木	夏井
	10	金	南田原井
	13	月	湯沢
	14	火	都合で上記日程で申告できなかった方
	15	水	

受付時間は、

通常日・休日申告相談日 午前8時30分～午後4時
延長日 午前8時30分～午後6時

会場は役場第1会議室です。(役場となり車庫2階)

☆階段の上り下りが困難な方は、直接税務課へおこしください。

申告相談日程

今年の所得税・住民税の申告相談を左表のとおり実施いたします。対象地区の日程に合わせてお出かけくださいようお願いします。

受付時間は、午前8時30分から午後4時までです。
また、受付時間の延長日(午後6時まで受付いたしました)を設定しています。左表参照。

午前8時30分から午後4時まで受付を行います。
午後6時まで受付いたしました。左表参照。

申告しなくてよい人

平成18年1月1日現在小野町に住んでいる方で、平成17年中に給与所得以外の所得(農業、営業、不動産、譲渡、年金等)がある方、給与所得者で、年末調整が済んでいない方、医療費控除、住宅借入金等特別控除等を受ける方。

申告に必要なもの

○印鑑
○会計帳簿・領収書及び各種支払い証明書(国民年金、農業者年金、生命保険、火災保険、医療費、農業資材など)
○心身の障害がわかるもの(身体障害者手帳など)
○給与、賃金や受給年金額のわかるもの(源泉徴収票など)

昨年の申告と変わった点

①国民年金の納付額を社会保険料として所得控除する場合は、昨年11月に社会保険事務所から郵送された「社会保険料(国民年金保険料)控除證明書」の添付が必要になりますので、必ずご持参ください。

②今年の申告から、税務署に「簡易課税選択届出」をした方の消費税の申告を受付いたします。(一般課税の方は、税務署で申告をお願いいたします。)

お願い

①毎年、領収書、証明書、伝票がないために、せっかく申告におこしいただいても、申告できない場合があります。忘れずに持参してください。

②家庭の生計等の内容がわからず、申告相談期間の終盤になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくことになりますので、できるだけ指定日または、期間の前半に申告におこしください。

(例年ですと2月中の午後の時間帯は空いています。)

農家の皆さんへ (青色申告以外の方)

申告には、平成17年分農業経営状況調査票(集落農政推進協議会長さんから配布されたもの)をご記入の上、お持ちいただくと、申告相談時間が短縮できます。必ずご持参ください。